

審査基準と標準処理期間

処 分 名	救急搬送証明		
根拠法令名	埼玉東部消防組合救急搬送証明取扱規程	(条項) 第4条	
基準法令名	埼玉東部消防組合救急搬送証明取扱規程	(条項) 第4条	
所 管 部 署	消防局救急課 救急担当		
標準処理期間	5日(原則即日)	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文章の名称【救急搬送証明書の交付】 ・ 内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>(救急搬送証明書の交付)</p> <p>○証明書の交付</p> <p>1 申請書の内容が事実と相違ないと認められるときは速やかに搬送証明書を交付する。</p> <p>○留意事項</p> <p>2 申請者が代理人である場合は傷病者本人の委任状の添付を要する。次に該当する場合は、委任状を要しない。</p> <p>(1) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合の法定代理人</p> <p>(2) 配偶者及び2親等以内の血族</p> <p>3 本人が死亡した場合、次にあげるものは照明の申請をすることができる。</p> <p>(1) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合の法定代理人であったもの</p> <p>(2) 配偶者、子又は父母</p> <p>4 申請書が本人または代理人であることを確認する。</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 旅券</p> <p>(3) 官公署の発行する写真添付の証明書</p> <p>(4) 前3号に挙げるもののほか、本人又は代理人であることを確実に確認することができる書類等</p>			
所 管 課	救急課 救急担当	処理番号	救No. 2